

第3期

夕張市子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和7年3月

夕張市

計画の概要

計画策定の背景

平成 24 年 8 月、待機児童問題の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育と地域の子ども・子育て支援に係る新たな制度を実施するため「子ども・子育て支援法」を始めとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、この法律に基づいて、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月にスタートしました。

本市では、子どもの施策を総合的かつ計画的に進め、様々な課題の解決に取り組むため、平成 27 年 3 月に幼児期における学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画である「第 1 期 夕張市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期 夕張市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備等を進めてきました。

その後、毎年度の事業の点検等を経ながら計画を推進してきましたが、第 2 期計画期間が令和 6 年度で終了することを受け、これまでの市の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援のあり方を定め、計画的に推進していくため、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間を計画期間とする「第 3 期 夕張市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

計画の位置づけ・期間

- 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村・子ども子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」の内容を包含した一体の計画として策定しています。
- 本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。



計画の基本理念及び基本計画と施策の体系

本市では、本市で暮らす子どもたちが元気に健やかに、笑顔を絶やすことなくのびのびと育っていくことを願い、実現に向けたまちづくりを目指します。また、子育てをする両親、その家族など、全ての養育者が子育てに喜びを感じられる子育て環境づくりを目指します。

基本理念 子どもの笑顔が輝く 子育ての喜びがあふれるまち ゆうばり

子ども・子育て支援施策の展開

基本目標	施策の方向	事業
基本目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供	1-1 子育てに関する情報提供・相談体制の充実 1-2 母子並びに乳幼児の健康の確保 1-3 小児医療体制の確保 1-4 乳幼児期の教育・保育の充実 1-5 仕事と子育ての両立支援	主要事業
基本目標2 子どもの健全育成の推進	2-1 教育環境の充実 2-2 子どもの居場所づくりの促進 2-3 食育の推進 2-4 思春期における保健対策の充実	主要事業
基本目標3 配慮を要する子どもと家庭への支援の充実	3-1 社会的養育体制の整備と児童虐待防止対策の充実 3-2 ひとり親家庭の自立支援の推進 3-3 障がいのある子どもに対する施策の推進 3-4 関わりが必要な子どもと家庭への支援	主要事業
基本目標4 子どもを安心して育てることができる環境の整備	4-1 子どもの安全を確保する環境の整備 4-2 子育てを支援する生活環境の整備 4-3 地域ぐるみの支援体制の整備	主要事業

基本目標 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供

1-1 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

主要事業

- 子育てに関する情報提供
- 相談機関の充実と関係機関との連携の強化
- こども家庭センターの設置
- 育児教室

1-2 母子並びに乳幼児の健康の確保

主要事業

- 予防接種事業
- 妊産婦安心出産支援事業
- 幼児の健康診査
- 妊娠届出時面接相談
- 乳児健康診査

1-3 小児医療体制の確保

主要事業

- 相談支援等
- 小児医療の確保

1-4 乳幼児期の教育・保育の充実

主要事業

- 教育・保育サービスの提供
- 多様な子育て支援サービス提供体制の整備
- 教育・保育施設の質の向上
- 保育料の軽減措置

1-5 仕事と子育ての両立支援

主要事業

- 男女共同参画意識啓発事業
- 仕事と子育ての両立のための広報・啓発、情報提供

基本目標 2 子どもの健全育成の推進

2-1 教育環境の充実

主要事業

- 学力向上に向けた取組
- 多様な体験活動の機会の充実
- 特色ある学校づくり
- 道徳教育の充実
- 健康教育の推進

2-2 子どもの居場所づくりの促進

主要事業

- 子どもの居場所づくり対策

2-3 食育の推進

主要事業

- 乳幼児栄養相談事業
- 学校栄養職員による食育の充実
- 学童・思春期への食育推進事業

2-4 思春期における保健対策の充実

主要事業

- 学校での保健指導の充実
- 有害環境対策の推進
- 思春期保健対策の充実
- 有害図書類の立入調査等の推進

基本目標3 配慮を要する子どもと家庭への支援の充実

3-1 社会的養育体制の整備と児童虐待防止対策の充実

主要事業

- 児童虐待防止対策
- 夕張市要保護児童対策地域協議会

3-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

主要事業

- 母子・父子自立支援員の配置
- 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業
- 児童扶養手当
- ひとり親家庭等医療給付事業

3-3 障がいのある子どもに対する施策の推進

主要事業

- ことばの教室
- 障がい児の通所支援
- 特別支援教育の推進

3-4 関わりが必要な子どもと家庭への支援

主要事業

- 就学援助費の支給

基本目標4 子どもを安心して育てることができる環境の整備

4-1 子どもの安全を確保する環境の整備

主要事業

- 交通安全教室の実施
- 防犯対策巡回パトロール活動
- 交通安全施設等整備
- 交通安全市民運動推進委員会
- 夕張防犯団体連合会事業
- 被害にあった子どもの保護の推進

4-2 子育てを支援する生活環境の整備

主要事業

- 住宅再編事業
- 公共施設のバリアフリー化
- 公園・児童遊園整備
- 住宅取得・リフォーム支援事業
- 公共施設の施設整備

4-3 地域ぐるみの支援体制の整備

主要事業

- 街頭補導活動の充実
- 児童相談・教育相談体制の充実
- スポーツ環境の整備
- 民生委員・児童委員活動
- 子ども読書活動推進事業
- スポーツ教室の開催

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

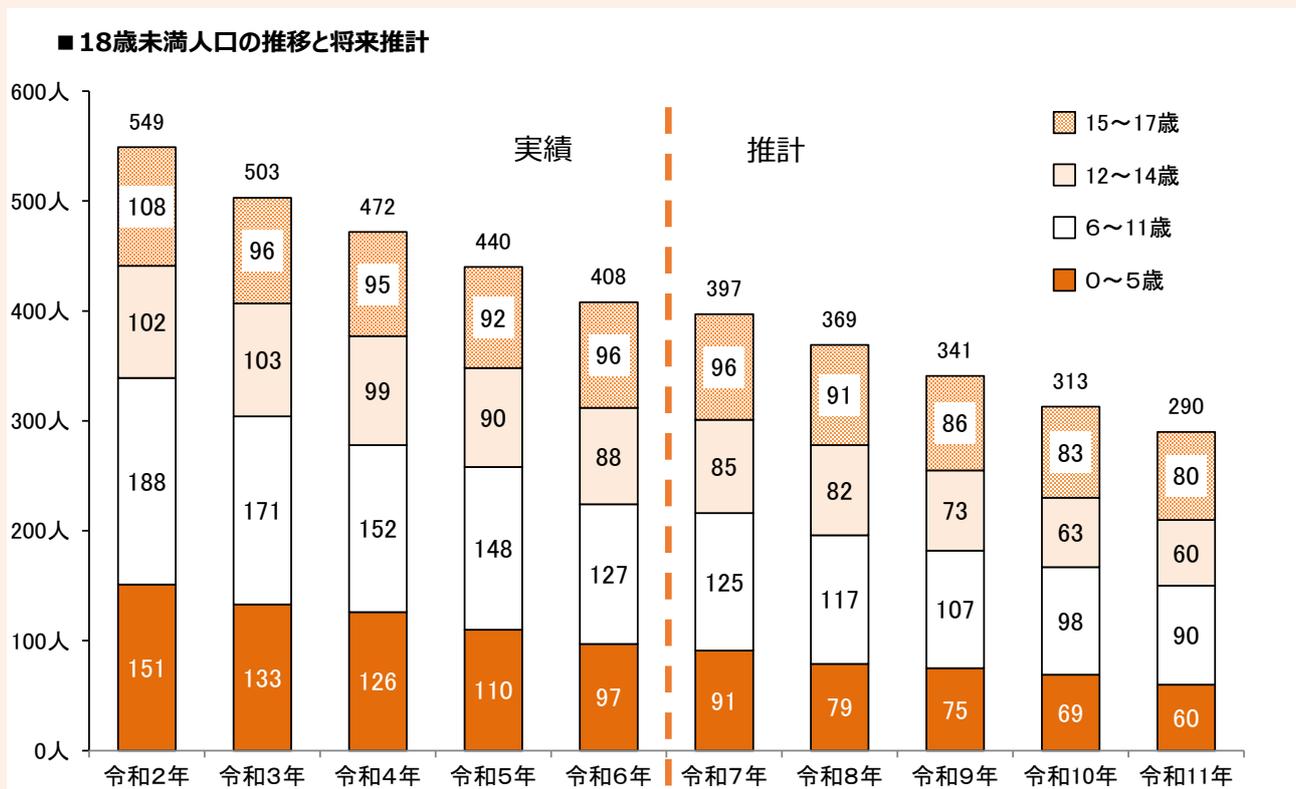
教育・保育の提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

保護者の通勤上の都合などに合わせ、施設を選択する場合もあり、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることや、区域内の量の見込み、量の調整が容易であり、利用者にとって利便性が高いことから、次のとおり夕張市全域を1区域として設定します。

子どもの人口推計

本市の18歳未満人口の推計をみると、引き続き減少していくことが見込まれ、令和7年以降は400人を下回って推移していくことが予想されます。



資料：令和2年～令和6年の住民基本台帳（各年4月1日）の人口実績を用いて、コーホート変化率法で算出しています。

教育・保育の量の見込みと確保の方策

本市の教育・保育の量の見込みと確保の方策は次の通りです。

認定区分 ▶▶▶

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定		保育の必要性あり	主に保育園、認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満		

教育・保育施設の量の見込みと確保の方策 ▶▶▶

認定区分		令和7年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	9人	6人
	確保の方策	20人	20人
2号認定	量の見込み	40人	25人
	確保の方策	45人	37人
3号認定	0歳	量の見込み	6人
		確保の方策	8人
	1歳	量の見込み	9人
		確保の方策	13人
	2歳	量の見込み	16人
		確保の方策	14人



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

地域子ども・子育て支援事業の確保の方策は次の通りです。

地域子ども・子育て支援事業の確保の方策 ▶▶▶

事業名	事業内容	確保の方策	
		令和7年度	令和11年度
利用者支援事業 (基本型・特定型)	子育て支援の情報提供や相談・助言等を行うなど、関係機関との連絡調整を行う事業です。	2か所	2か所
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する事業です。	1か所	1か所
妊婦健診事業	妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。	14人	13人
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握を行います。	11人	10人

事業名	事業内容	確保の方策	
		令和7年度	令和11年度
養育支援訪問事業 その他要保護児童等に資する事業	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保健師、家庭児童相談員等がその居宅を訪問し、適切な養育が行われるよう養育に関する支援を行う事業です。	5人	4人
子育て短期支援	家庭での養育が一時的に困難となった児童に対して、宿泊を伴う保育を行う事業です。	0人	0人
子育て援助活動支援事業	子どもの預かり等の援助を希望する人と、援助することを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	0人	0人
一時預かり事業	保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園、認定こども園において一時的に預かる事業です。	幼稚園型 (年間延べ利用者数)	400人 (年間延べ利用者数)
		幼稚園型 以外 (年間延べ利用者数)	218人 (年間延べ利用者数)
時間外保育事業 (延長保育)	保育利用者を対象に、保育園、認定こども園で通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。	0人	0人
病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にある子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースで一時的に保育等を行う事業です。	0人 (年間延べ利用者数)	0人 (年間延べ利用者数)
放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	放課後や学校休業日に子どもたちが安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。	50人	50人
子育て世帯訪問支援事業	保護者に児童を監護させることが不相当である世帯等に対し、家事支援事業者がご自宅を訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行う事業です。	0人 (年間延べ利用者数)	0人 (年間延べ利用者数)
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童に居場所となる場所を開設し、情報提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うほか、保護者への必要な支援を行う事業です。	0人	0人
親子関係形成支援事業	保護者の養育を支援することが必要と認められる世帯等に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。	0人	0人
産後ケア事業	産後1年以内の産婦や乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。	12人 (年間延べ利用者数)	11人 (年間延べ利用者数)
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	30人 (年間延べ利用者数)	30人 (年間延べ利用者数)
実費徴収に係る補足給付 を行う事業	特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。市が定める基準に該当した世帯に対して支援を行います。		
多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	待機児童解消加速化プランによる保育の受皿の拡大等を目的とした、小規模保育などの設置を促進していく事業です。		

第3期 夕張市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行・編集 夕張市

〒068-0536 北海道夕張市南清水沢4丁目48番地12

(夕張市拠点複合施設「りすた」内)

電話：0123-57-7582 FAX：0123-57-7710